

〈登園停止〉 ※登園時は医師記入の「登園許可証」と保護者記入の「登園届」が必要

	診断名	登園基準	病児・病後児保育利用基準
1	麻疹（はしか）	解熱後3日経過	
2	インフルエンザ	発症した後5日経過かつ解熱後3日経過	発症後4日目から
3	風疹	発疹の消失	
4	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになってから	発熱の有無と医師の判断による
5	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の膨張が発現してから5日経過し、かつ全身症状が良好	症状の安定、頭痛や嘔吐がなければ利用可
6	結核	感染のおそれがないと認められていること	
7	咽頭結膜熱（アデノウイルス感染症）	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日を経過していること	症状の安定
8	流行性角結膜炎	結膜炎が消失していること	医師が感染の恐れが低いと診断
9	百日咳	特有な咳が消失または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了	抗菌薬内服後5日経過
10	腸管出血性大腸菌感染症（O157等）	感染のおそれがないと認められていること。2回以上連続で便から菌が検出されなくなり、全身状態が良好	
11	急性出血性結膜炎	感染のおそれがないと認められていること	
12	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	感染のおそれがないと認められていること	

〈症状、医師の判断によるもの〉 ※登園時は保護者記入の「登園届」が必要（医師の診断を受けること）

	診断名	登園基準	病児・病後児保育利用基準
1	溶連菌感染症	抗菌薬の内服後24～48時間が経過していること	抗菌薬内服開始していること
2	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること	抗菌薬内服開始していること
3	手足口病	発熱がなく水疱・潰瘍なく普段の食事がとれること	症状が安定していれば利用可
4	伝染性紅斑症（りんご病）	全身状態良好	症状が安定していれば利用可
5	ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること	
6	ヘルパンギーナ	発熱がなく水疱・潰瘍なく普段の食事がとれること	症状が安定していれば利用可
7	RSウイルス	呼吸器症状消失、全身状態良好	症状が安定していれば利用可
8	帯状疱疹	全ての発疹がかさぶたになってから	利用可
9	突発性発疹症	解熱し機嫌が良く全身状態良好	利用可

（厚生労働省『保育所における感染症対策ガイドライン』に従って作成）